

京都教育大学教育創生リージョナルセンター機構長選考規程

平成22年 7月26日 制定
平成29年11月17日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都教育大学教育創生リージョナルセンター機構（以下「機構」という。）規程第5条第5項の規定に基づき、機構長の選考に関して必要な事項を定める。
(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、機構長の選考を行う。

- 一 機構長の任期が満了するとき
- 二 機構長が辞任を申し出たとき
- 三 機構長が欠員となったとき

2 機構長の選考は、前項第一号に該当する場合には、任期満了の1か月以前に、同項第二号又は第三号に該当する場合には、速やかに行う。

(機構長候補者の選出)

第3条 学長は、機構長候補者を教授会構成員の教授のうちから選出させる。

2 前項の選挙資格者は、教授会構成員とし、不在投票又は代理投票は認めない。

3 第1項の選挙の日の7日前までに、その日時を選挙資格者に通知する。

4 選挙の方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 選挙は、機構長候補者について、単記無記名により投票し、有効投票の過半数を得た者を機構長候補者とする。
- 二 前号の投票の結果、有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の2名（得票同数の者があるときは年長者を先順位とする2名）について投票を行い、得票多数の者を機構長候補者とする。
- 三 前号の投票の結果、得票同数のときは、年長者を機構長候補者とする。

(機構長の選考)

第4条 学長は、第3条による機構長候補者について、機構長として選考する。

第5条 この規程は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

2 京都教育大学附属教育実践総合センター長選考規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。